

# 青少年保護の取組状況等について

---

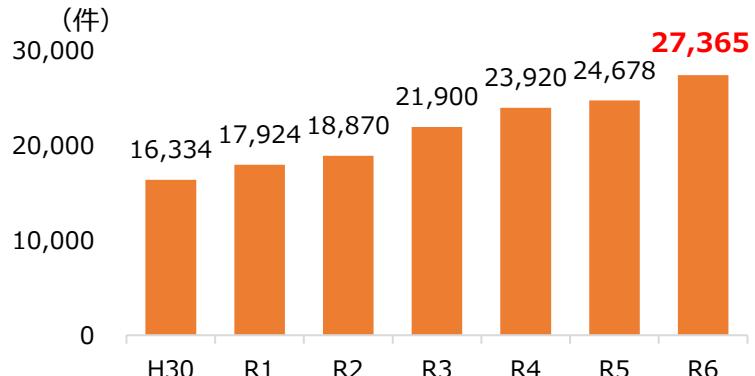
デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会  
青少年保護ワーキンググループ(第2回)

令和7年12月

- 青少年によるスマートフォン等を通じたSNS利用が進むなか、青少年が関係する**誹謗中傷やいじめなどのトラブルのみならず、青少年が犯罪に巻き込まれ被害者となる事態や犯罪に加担してしまう事態**が生じている。
- 青少年が有害情報を閲覧するリスクのみならず、**青少年が自ら発信することのリスク**が出現しており、技術的対応やリテラシー向上などの総合的な対策が必要。

## ネット上でのいじめの状況

- ・ 小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別の認知件数について、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」は24,678件と増加傾向。



出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づき、総務省作成

## SNS等を通じた犯罪等への関与

- ・ 特殊詐欺をはじめとする犯罪やトラブルにおいて、SNSを通じた募集や応募、個人情報の提供、重課金などの事案も生じている。

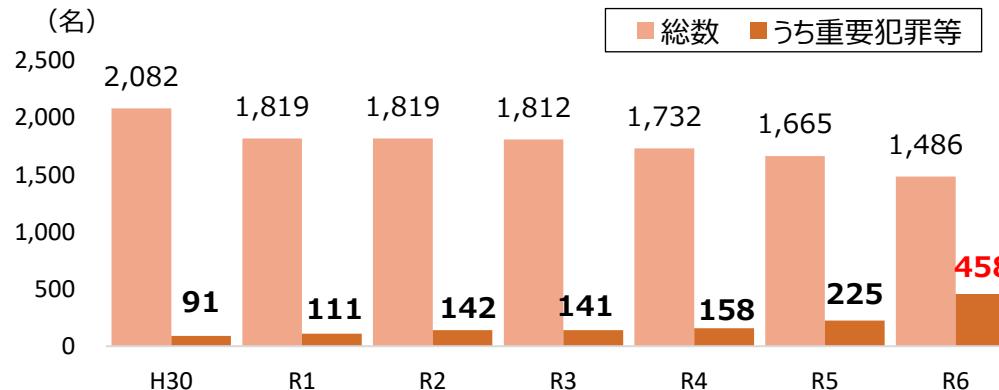
特殊詐欺の受け子等になった経緯について、10代においては、令和R6.1～R6.10に検挙した被疑者341名のうち92名の**27.0%**がSNSから応募したと供述。

出典：デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第3回）

資料3-2 警察庁発表資料に基づき、総務省作成

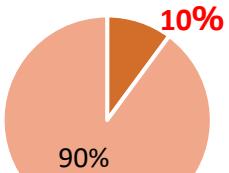
## SNSに起因する事犯による被害

- ・ SNSに起因する事犯による被害児童数は、全体として減少傾向にあるものの、そのうち**重要犯罪等の被害者は458名と増加傾向**。



- ・ **被害児童※のうち、フィルタリング利用率は10%にとどまった。**

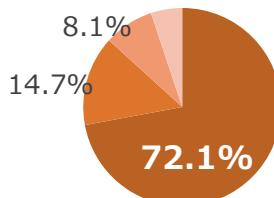
■ 利用あり ■ 利用なし



※被害児童（1,486名）のうち、フィルタリングの利用が不明であった児童を除く。

- ・ SNSに起因する事犯により、児童・生徒が被害者となっている事件において、**被害児童が最初に投稿している割合は72.1%**。

■ 被害児童 ■ 被疑者 ■ 該当なし ■ 不明

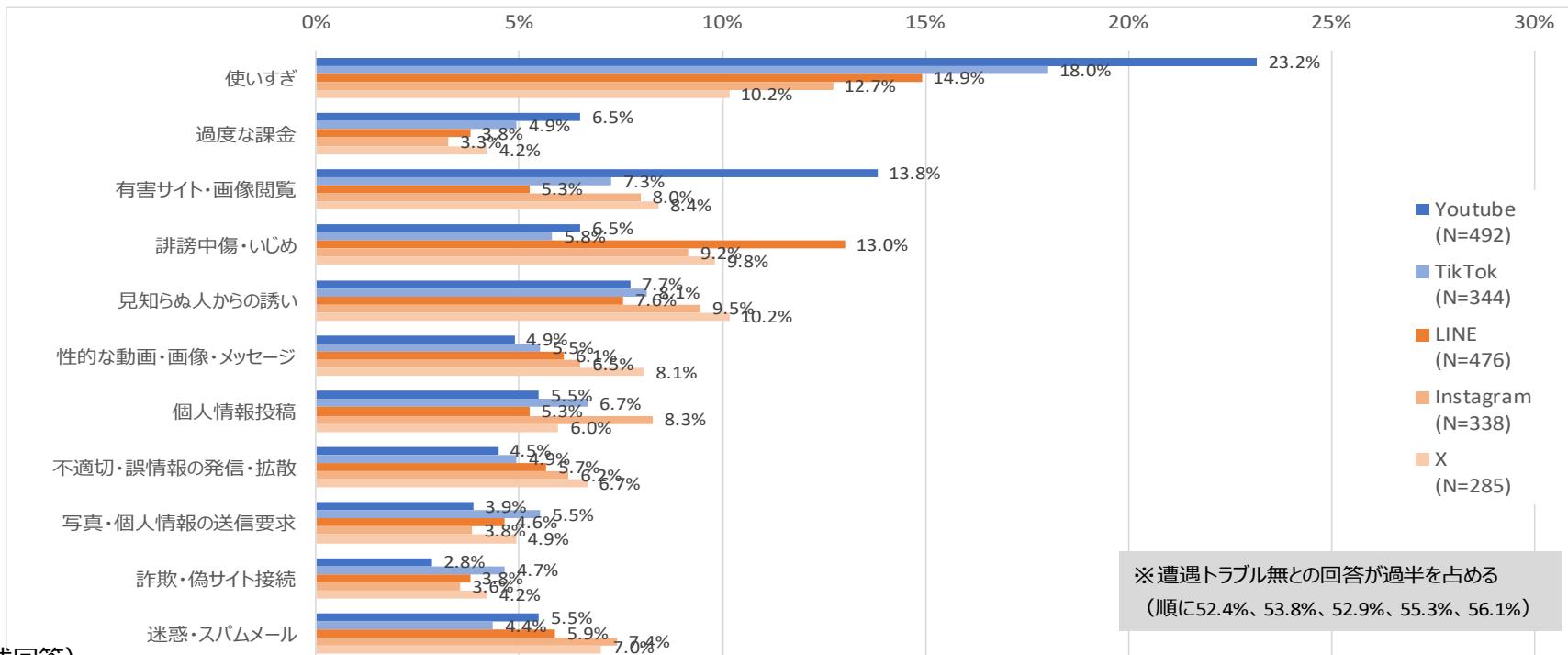


出典：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

# インターネットの利用における青少年が遭遇しているトラブル（アンケート結果）

- 令和6年度に総務省が実施した青少年とその保護者を対象とするアンケート調査では、インターネットの利用において遭遇したトラブルとして、使いすぎのほか、「有害サイト・画像閲覧」や、「他人とのコミュニケーションに起因するトラブル経験が多くみられた。

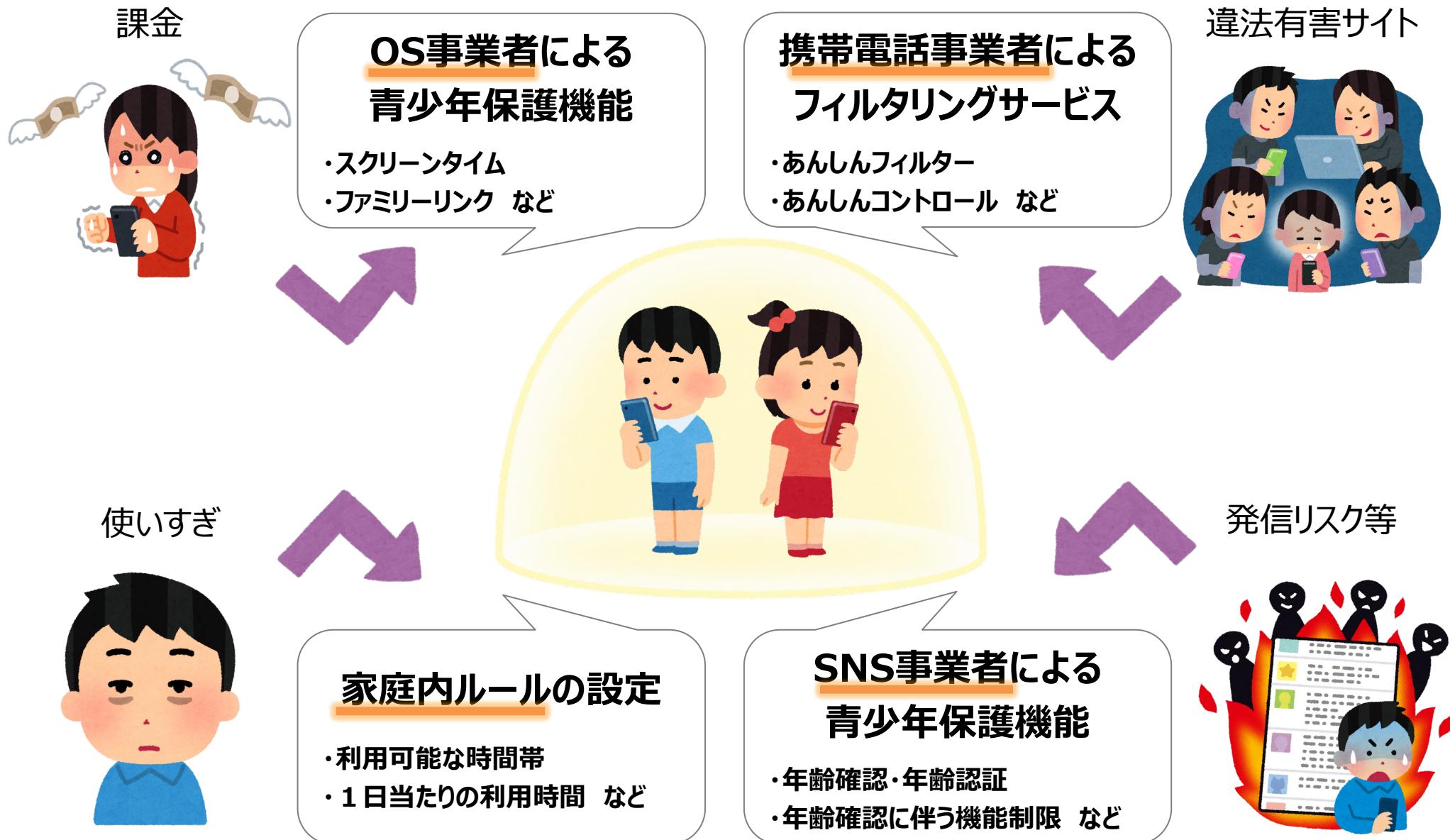
Q9 利用サービス・アプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答



(自由記述回答)

有害情報の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>怖い写真や動画が投稿されていて、恐怖心と不安感でいっぱいになった（16歳・男）</li> <li>怪しいバイトの勧誘（15歳・女）</li> </ul>
いじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身のコミュニティ内での誹謗中傷やいじめの被害関連（多数）</li> <li>同級生が勝手に（いたずら書きがされた状態の）写真を回したり、悪口を回していたりした（17歳・女）</li> </ul>
コミュニケーション（誘い出し、セクストーション等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真を送ったら服を脱ぐことを強要され、個人情報を流出すると脅迫された（17歳・女）</li> <li>ひたすら「会おう」と言われた（16歳・女）</li> <li>ギフト券を買ってこいとなりすましの友人から連絡がきた（13歳・女）</li> <li>裸の写真を送ってしまった（14歳・男）</li> <li>ゲーム内で怒られたり、いやな言葉を言われたりした（14歳・男）</li> </ul>

# 青少年のインターネット利用に関する保護策（イメージ）



# OS事業者のペアレンタルコントロール機能と携帯電話事業者のフィルタリング機能

※第1回WG資料1-3より再掲

- OS事業者において、利用時間の管理、アプリのインストールや利用の制限等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。
- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。

## OS事業者が提供する主なペアレンタルコントロール機能

### ■ 利用時間の把握・制限

- ・各アプリの使用時間等のデバイスの全体的な使用時間について把握可能
- ・各アプリの使用時間の制限や、深夜などの特定時間の利用制限が可能



### ■ アプリの使用制限

- ・成長度合（年齢）に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

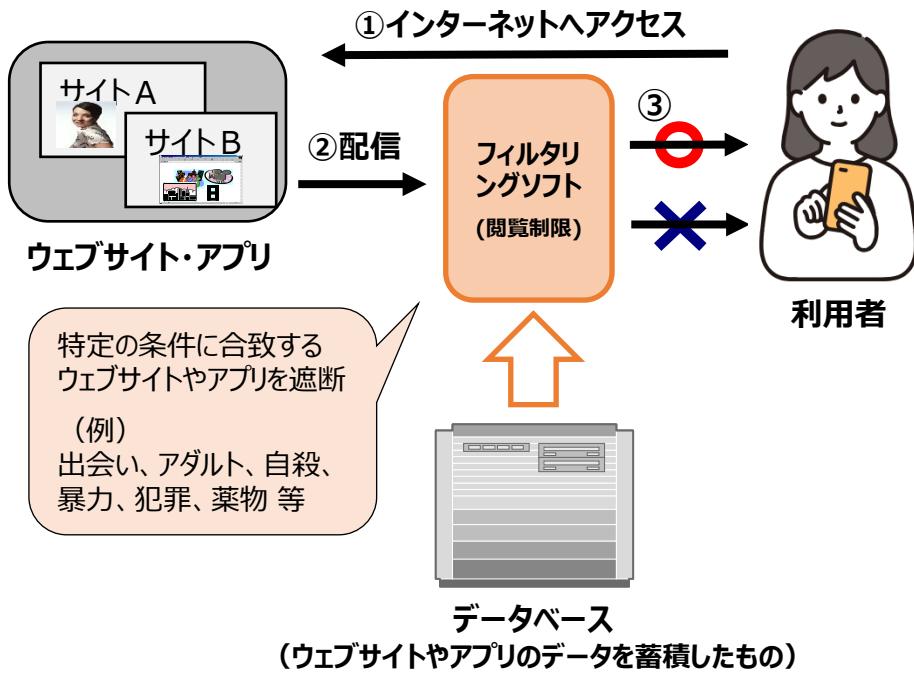
(例)

レート	内容
4+	4歳未満の子どもに不適切
9+	9歳未満の子どもに不適切
13+	13歳未満の子どもに不適切
16+	16歳未満の子どもに不適切
18+	17歳未満の子どもに不適切



※画像・仕様はiOSの  
スクリーンタイムより

## 携帯電話事業者が提供するWebフィルタリング機能



構成員限り

ウェブフィルタリング

アプリフィルタリング

課金の制限

アプリ型

OS機能

構成員限り

利用時間制限

位置情報確認

発信リスクへの対応

その他機能

アプリ型

OS機能

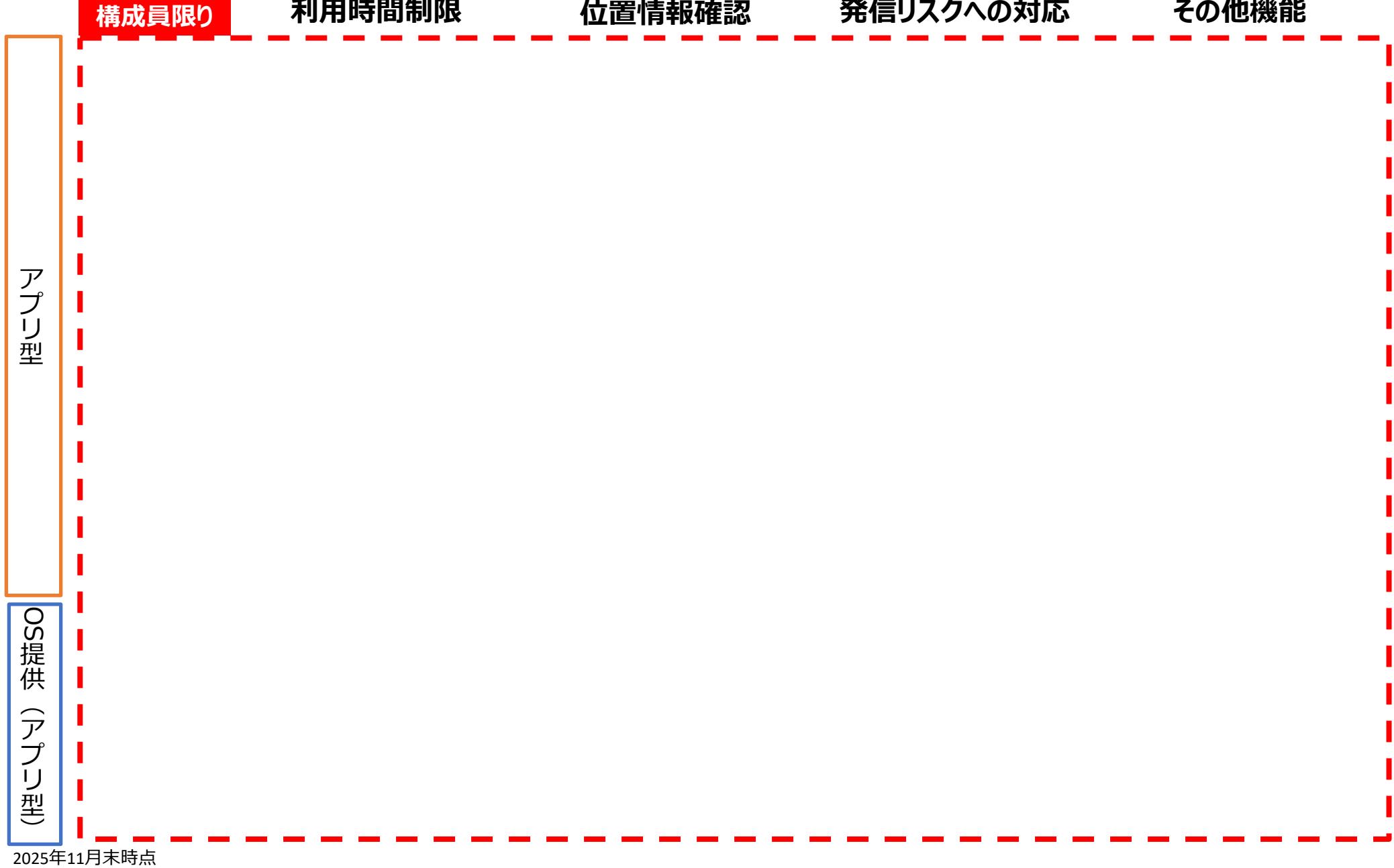
アプリ型  
OS提供（アプリ型）

構成員限り

ウェブフィルタリング

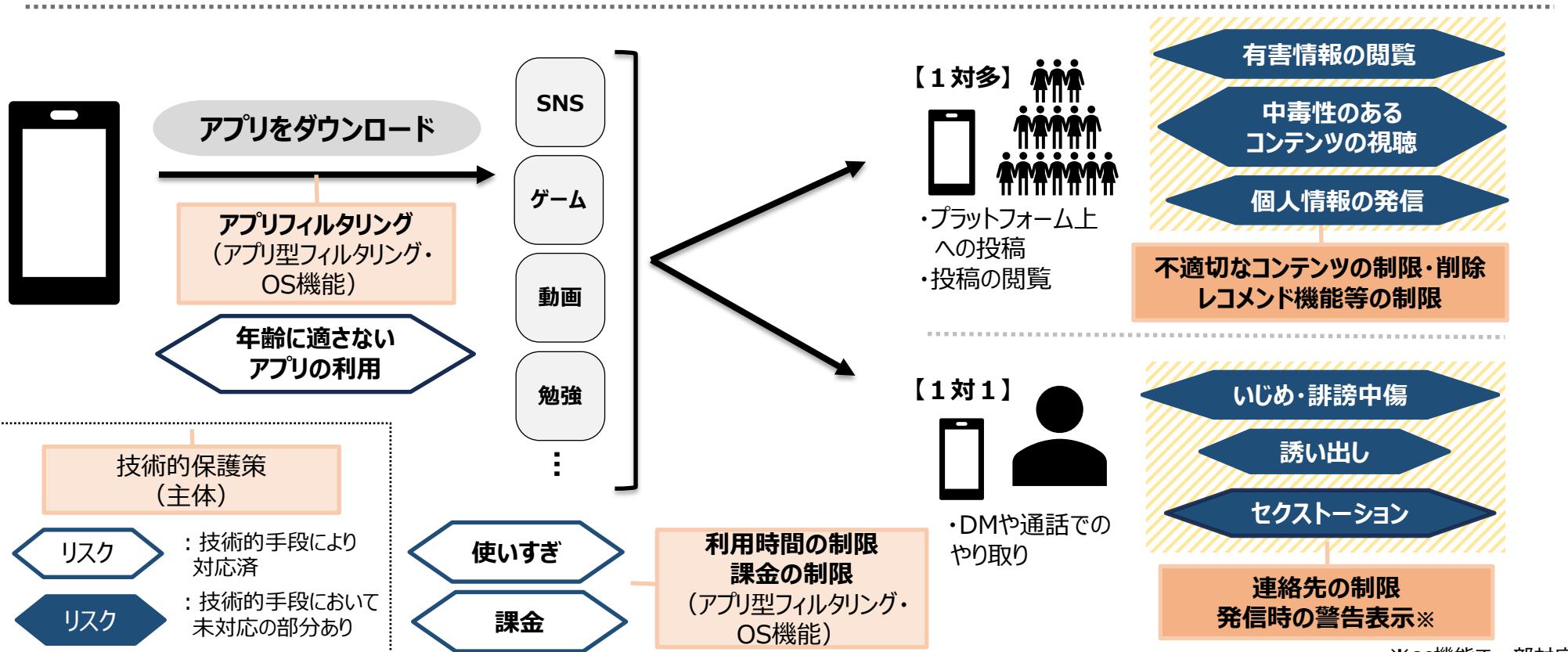
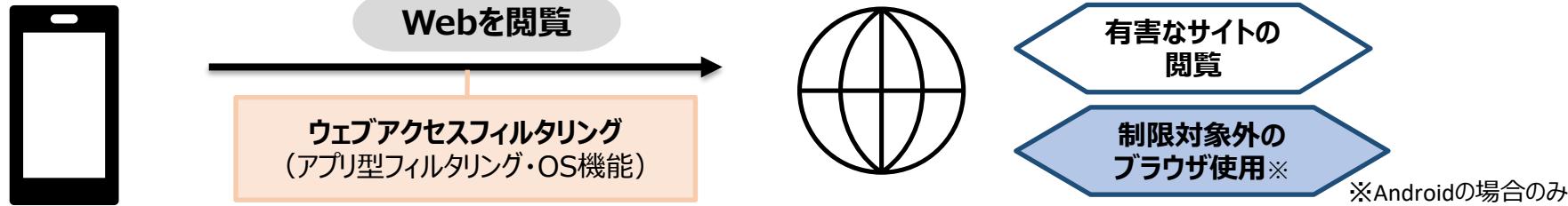
アプリフィルタリング

課金制限



# 青少年のインターネット利用形態とリスク・技術的な保護策

- スマートフォンにおけるインターネットの利用形態は、大きく**Webの利用**と**アプリの利用**で区別できる。
- 青少年のインターネットの利用に伴い発生するリスクについて、技術的保護策で対応できている部分がある一方、**対応が事業者の自主的な取組に委ねられている部分も存在する。**



# 青少年のインターネット利用に関する保護策（イメージ）

課金



## OS事業者による 青少年保護機能

- ・スクリーンタイム
- ・ファミリーリンク など

違法有害サイト



## 携帯電話事業者による フィルタリングサービス

- ・あんしんフィルター
- ・あんしんコントロール など

使いすぎ



## 家庭内ルールの設定

- ・利用可能な時間帯
- ・1日当たりの利用時間 など

発信リスク等



## SNS事業者による 青少年保護機能

- ・年齢確認・年齢認証
- ・年齢確認に伴う機能制限 など

# プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組 (2025年11月末時点)

11

	LINE 	X 	Instagram 
サービスの概要	チャット、音声・ビデオ通話等	テキスト・写真・動画の投稿、チャット等	写真・動画の投稿、ライブ配信、チャット等
利用者の年齢登録方法	携帯電話事業者の利用登録情報をもとに登録	アカウント作成時に生年月日を入力	アカウント作成時に生年月日を入力 ・申告年齢が疑わしい場合：AIを使ったアクティビティの探知等を根拠に複数の年齢確認を実施
保護機能が適用される年齢	17歳以下及び年齢未確認の利用者	13歳（利用可能年齢）～17歳	13歳（利用可能年齢）～17歳
年齢による機能の制限・追加	デフォルトで適用される保護設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINEアプリにおけるトークの制限 →LINE ID及び電話番号での友だち検索。リンク・QRコードによるグループ招待。</li> <li>・オープンチャットにおける不適切なコンテンツの非表示 →成人向けトピック等の不適切なキーワード検索結果の非表示・レコメンドでの成人向けのトピックの非表示 18歳未満を対象に、モニタリングの優先対応や厳格化の運用を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開アカウントに設定</li> <li>・DMの制限 →フォローしている相手のみに制限</li> <li>・不適切なコンテンツの非表示</li> <li>・特定の商品やサービスの故意のマーケティング・広告掲載を禁止</li> </ul>
	青少年に配慮したインターフェース設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告（注意喚起）の表示【受信】 →LINEアプリとして、プロフィール画面やトーク画面上での詐欺への注意喚起【受信】 オープンチャットのトーク画面を開いた際、青少年向けの啓発ページへの誘導ポップアップ「自殺」および関連キーワードをオープンチャットメイン画面で検索した場合に、警察庁の相談窓口を案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告の表示【受信】 →センシティブなコンテンツ上に警告を表示（自殺や自傷行為に関連する用語を検索すると、検索結果の最上部に相談窓口への連絡を促す通知が表示される等）</li> <li>・依存の防止 →午後10時から午前7時にはスリープモードが適用され、通知がオフになる 視聴時間・アプリを閉じるよう通知（60分/日）</li> <li>・警告の表示【発信】 →不快にさせるコメントを投稿しようとした場合に注意喚起を表示 ヌードが含まれる画像の送受信に対する警告の表示</li> </ul>
ペアレンタルコントロール機能	— (osレベルでのペアレンタルコントロールの活用を推奨)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティビティの確認 →フォロー/フォロワー、DM相手</li> <li>・利用時間の制限設定</li> <li>・プライバシー設定の変更・承認</li> <li>・閲覧するコンテンツのコントロール</li> </ul>
レーティング Appleストア/Google Play	13歳以上／3歳以上	16歳以上／12歳以上	13歳以上／12歳以上

# プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組（2025年11月末時点）

12

	TikTok 	YouTube 
サービスの概要	動画の投稿、ライブ配信、チャット等	動画の投稿・視聴、ライブ配信等
利用者の年齢登録方法	アカウント作成時に生年月日を入力 ※申告年齢が疑わしい（13歳未満と推定された）場合、アカウント停止	Googleアカウント作成時に生年月日を入力
保護機能が適用される年齢	13歳（利用可能年齢）から17歳	13歳（最低利用年齢）から17歳 ※13歳未満の場合、保護者によるアカウント設定が必要 →YouTube Kidsまたは管理対象アカウントのいずれかを利用
年齢による機能の制限・追加	デフォルトで適用される保護設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開アカウントに設定（13～15歳）</li> <li>・DMの制限 →使用不可（13～15歳）、写真送付制限（全年齢）</li> <li>・ライブ配信の制限</li> <li>・課金の制限（ギフトの購入制限）</li> <li>・他人によるデュエット/リミックス、動画ダウンロードの制限（13～15歳）</li> <li>・投稿した動画が他人のおすすめフィードに出ない仕様（13～15歳）</li> </ul>	・動画のアップロードは、デフォルトで <b>非公開設定</b> •不適切なコンテンツの非表示 →成人向けコンテンツの制限 繰り返し視聴されると一部の青少年に悪影響を与える可能性のある動画のおすすめを制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライブ配信の制限（13～15歳）</li> <li>・広告のパーソナライズを無効にし、デリケートな広告コンテンツとカテゴリを制限</li> </ul>
	青少年に配慮したインターフェース設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存の防止 →視聴時間経過・視聴時間制限機能の使用を促す通知（60分、100分/日） ・休憩を促す通知・1週間の視聴時間を振り返る通知 同じようなコンテンツが流れ続けないためのアルゴリズムの工夫</li> <li>・警告の表示【発信】 →不適切なコメントをしようとした際に再考を促すメッセージの表示</li> <li>・警告の表示【受信】 →外部の信頼できる情報に誘導するバナーの表示 詐欺などの注意喚起バナー・AI生成コンテンツを示すラベルの表示</li> </ul>	・依存の防止 →「休憩のリマインダー」：60分ごとに動画視聴を一時停止するよう促す通知を表示 「おやすみ時間のリマインダー」：就寝時刻が30分後に迫っていることの通知を表示。自動再生がデフォルトでオフ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警告の表示【受信】 →うつ病、不安症、ADHD、摂食障害等のメンタルヘルスとウェルビーイングのトピックについて検索すると、信頼できる情報源から動画を集めたセクションを表示</li> </ul>
ペアレンタルコントロール機能	・アクティビティの確認：利用時間、アプリの起動回数 •利用時間の制限設定 •プライバシー設定の変更・承認：アカウントのプライバシー設定、コメント/DMが可能なユーザーの範囲、閲覧可能な動画の範囲 •閲覧するコンテンツのコントロール：おすすめ/フォロー中フィードに表示される動画の制限、検索機能の制限、キーワードフィルター	・アクティビティの確認 →子どものチャンネルの概要、アップロードした公開動画等の数、ライブ配信の数、コメントの数等。 •利用時間の制限設定（ファミリーリンク） •閲覧するコンテンツのコントロール：制限付きモードの設定が可能
レーティング Appleストア／Google Play	13歳以上／12歳以上	13歳以上／12歳以上

# 青少年のSNSの利用に係る諸外国法制

国・地域	法律名等	対応すべきリスク			
		年齢	違法・有害情報	中毒性のあるコンテンツの閲覧による依存	不適切な発信
EU	デジタルサービス法 ・デジタルサービス法に基づく未成年者保護ガイドライン	・利用者の <b>年齢確認【推奨】</b>	・モーデレーションのポリシー等の公表 ・未成年者に <b>有害なコンテンツ・行動</b> を専門家等と協力して定義	・無限スクロール機能等の利用者のエンゲージメントを目的とした <b>機能の制限</b> ・リスク評価に基づく <b>レコメンダーシステムの定期的なテスト</b> ・AI機能の制限	・未成年者のアカウントに対する <b>プライバシー・安全性・セキュリティ</b> の設計段階からの組込み ・各種 <b>保護設定</b> のデフォルト化 ・アカウントを作成しない場合にモリスクを考慮した設定とする
イギリス	オンライン安全法	・利用者の <b>年齢確認【推奨】</b>	・違法コンテンツの <b>リスク評価、検知・削除、リスクを軽減する安全措置</b> ・子どもの <b>アクセス評価、子どもに有害なコンテンツのリスク評価、リスクを軽減する安全措置</b>	・レコメンダーシステムが子ども向けフィードから子どもにとって特に <b>有害なコンテンツを除外</b> することの保証【推奨】	・安全措置の一つとして、有害コンテンツによる子どもへのリスクが高いサービスにおける <b>ブロック等の機能の提供【推奨】</b>
アメリカ各州	・ユタ州：ソーシャルメディア規制法（施行停止中） ・カリフォルニア州：年齢適正設計規範法 ・テキサス州：SCOPE Act（施行停止中） ・ニューヨーク州：子供のための中毒的フィードによる搾取防止法	・利用者の <b>年齢確認</b> ・保護者同意取得（ユタ州、テキサス州）	・ポリシー等の公表・説明責任（カリフォルニア州） ・有害情報のモーデレーションの実施（テキサス州）	・子どもの権利や安全へのリスク評価 ・ダークパターンの禁止（カリフォルニア州） ・ターゲット広告の禁止（テキサス州） ・中毒的フィード提供時の保護者同意取得（ニューヨーク州）	・DM相手の制限 ・アカウントの <b>非公開設定</b> （ユタ州） ・ <b>プライバシー設定</b> の高水準化（カリフォルニア州）
日本	青少年インターネット環境整備法	・（携帯電話の契約時）利用者の年齢確認	・フィルタリングの提供・有効化	—	—

※その他青少年の年齢制限導入を検討している国（地域）

：EU、デンマーク、ノルウェー、ニュージーランド、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニア、シンガポール、ギリシャ、ブラジル等

# オーストラリア 改正オンライン安全法（16歳未満のSNS利用禁止）の概要

## 規制概要

- 2024年12月10日に「2024年オンライン安全法改正案」が成立。**2025年12月10日から適用開始。**
- **16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者に義務付け** (第63D条)
- 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報を破棄することをSNS事業者に義務付け (第63F条)
- **違反した場合は、最高4,950万豪ドル（約50億円）の罰金**
- 16歳未満の利用禁止に親権者同意などによる例外措置なし。**年齢確認方法はSNS事業者に委ねられており**、生年月日入力や顔認証等が使用されている。
- 規制対象は、TikTok、X、Instagram、YouTube、Facebook、Threads、Snapchat、Reddit、Kick、Twitchの10サービス。ゲームやメッセージアプリ、教育・健康系サービスなどは規制の対象外。

## 国内外の反応

### ■ 立法の経緯

- ・子どもがSNSで巻き込まれたり、いじめに遭ったりして社会問題化したことが立法の背景にある。豪州の取り組みに日本や欧米でも関心が高まっている。  
(12/11 朝日新聞 1面)
- ・豪州ではSNSによるいじめを苦にした子どもの自殺を機に、保護者が規制強化を求めた。子どもが有害性の高いコンテンツで心身の健康を損なったり、中毒性の高いコンテンツで広告収入獲得のための餌食になったりしているとの懸念も広がった。  
(12/11 日経新聞 2面)
- ・国家レベルで子どもの利用を禁じるのは世界で初めて。SNSが暴力や自殺を誘発しているとの批判があり、心身に悪影響を与えるコンテンツなどから子どもを守るのが狙い。ショート動画などの中毒性の高さも問題視され、規制の動きは各国に広がっている。  
(12/10 東京新聞 3面)
- ・規制の動きは欧州と東南アジアにも波及しており、世界的な潮流になるかが注目される。  
(12/11 産経新聞 1面)

### ■ 世論

- ・複数の世論調査では、今回の禁止措置が保護者の間で高く支持されていることが示されている。ネットいじめや児童搾取の減少につながることを、保護者は期待している。複数の専門家は、子どもたちが比較的簡単に規制をすり抜けてしまうのではないか、年齢確認技術を欺いたり、より安全性の低いネット上のほかの場所を見つけたりする可能性があると懸念。規制に批判的な人の多くは、規制よりもむしろ、教育の強化や節度ある利用を促すべきだとしている。多くのプラットフォームでは最近、ペアルンタルコントロール（保護者が子どもの使う情報通信機器などを管理する機能）が強化されており、これが解決策になるとしている。  
(12/10 BBC)

# オーストラリア 改正オンライン安全法（16歳未満のSNS利用禁止）の概要

## ■ 世論（つづき）

- ・10代の多くは失望する。南部アデレードのエバ・ジョーンズさん（12）は「自分を表現する権利を奪われる。16歳まで使えない、世界の同世代に後れを取る」と心配。…シドニー近郊に住むノア・ジョーンズさん（15）は原告の一人として、インターネットがあることが当たり前の環境で育った「デジタルネーティブ世代」を一律に排除する行為だとして最高裁に法律の差し止めを請求。（12/10 東京新聞 6面）

## ■ 年齢確認

- ・政府は一律の年齢確認制度を設けることを見送った。一部事業者は、利用状況等に基づき年齢を推定。施行日に先立ち、16歳未満とみられるアカウントを閉鎖し始めたが、年齢誤認も相次いでいる。（12/10 東京新聞 3面）
- ・豪公共放送ABCによると、写真共有アプリの「Lemon8」や「Yope」が最近、新規登録者数を急速に伸ばしている。InstagramやTikTok（ティックトック）などが利用禁止となる中、子供たちが回避先として登録しているとみられ、豪規制当局も動向を注視している。（12/10 読売新聞 9面）
- ・16歳未満かどうかを見分ける技術にも課題が残ったままだ。年齢確認の方法はSNS運営企業に委ねられるが、地元メディアは、一部の企業が採用する顔認証などの精度が不十分だと指摘し、16歳未満の子が認証をクリアする事例を相次いで報じている。（12/10 読売新聞 9面）

## ■ 事業者の対応等

- ・16歳未満のアカウント取得を阻止しなかった場合、事業者に課される制裁金は最大4950万豪ドル（約50億円）。巨大IT企業には「はした金」（専門家）だが、欧州やアジアで複数の国が同種の規制を検討しており「企業イメージを優先」（規制当局）して従ったとみられている。（12/10 東京新聞 6面）
- ・16歳未満の利用を制限する豪州の法律に対し、米テック各社は法の趣旨には賛同しているが、年齢確認の方法や、法律そのものの実効性には疑問を呈している。違反した際の責任が企業側のみに課される仕組みにも不満がくすぶっている。（12/11 朝日新聞 9面）
- ・「この法律はオンライン上の子どもの安全を高めることにはならない。むしろ低下させる」。禁止対象に指定されたユーチューブを運営する米グーグルは今月の声明で、法律を順守すると表明しつつも「拙速な規制だ」と批判した。（12/10 東京新聞 6面）
- ・米国の実業家イーロン・マスク氏がオーナーを務めるX（旧ツイッター）は10日、新法に従う方針を示した。（12/11 読売新聞 9面）
- ・規制対象となったSNS運営企業が、豪州政府を提訴する事態にも発展した。オンライン掲示板の米レディットは12日、豪州の最高裁に違憲審査を求める訴訟を起こした。（12/19 朝日新聞 9面）

## ■ 人権団体等機関の意見

- ・国連人道基金（ユニセフ）の豪州事務所は「子どもの表現の自由や、情報へのアクセス、公共生活への参加といった権利を侵す可能性がある」と懸念する。（12/11 日本経済新聞 2面）
- ・国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」は10日、「子供や若者をSNSから締め出すべきではない」とする声明を発表した。（12/11 読売新聞 9面）

※第1回WG資料1-3より再掲

2025年9月22日、豊明市議会で「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」案が賛成多数で可決し、同年10月1日に施行。青少年のみならず、大人も含めたスマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面・精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進することを目的とする。

- 仕事や学校以外の余暇時間におけるスマートフォン等の使用を1日あたり2時間以内を目安とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第4条）
- スマートフォン等の使用について、小学生は午後9時以降、中学生以上は午後10時以降使用を控えるよう市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第5条）
- 第5条から第8条までにおいて、市、保護者、学校等のそれぞれの役割について規定。

**【豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定に対する附帯決議より】**

本条例は理念条例であり、スマートフォン等の使用時間に関する記述はあくまで目安であることを明確にし、市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこと。

## ■類似条例を制定している地方公共団体

団体名	香川県	北海道日高町	京都府京都市
条例名	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例	日高町生きる力を育む早寝早起き朝ごはん運動の推進に関する条例	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例
施行日	令和2年4月1日施行	平成28年4月1日施行	平成23年4月1日施行
特徴的な規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものPCゲームの利用は1日当たり60分まで（休業日は90分まで）</li> <li>スマートフォン等の使用は中学校卒業までの子どもは午後9時、それ以外の子どもについては午後10時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビの視聴時間、インターネットやゲームなどの使用時間を適切に管理し、子どもの適切な睡眠時間を確保するなど早寝早起き朝ごはん運動を実践</li> <li>子どもの健全な生活習慣の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子・映像メディア（インターネット、テレビ、ゲーム等）に子どもが過度に依存しない家庭環境の形成</li> </ul>

※その他に長崎県、鳥取県及び兵庫県が青少年のインターネットの利用に関し規定をおいている。

# 參考資料

---

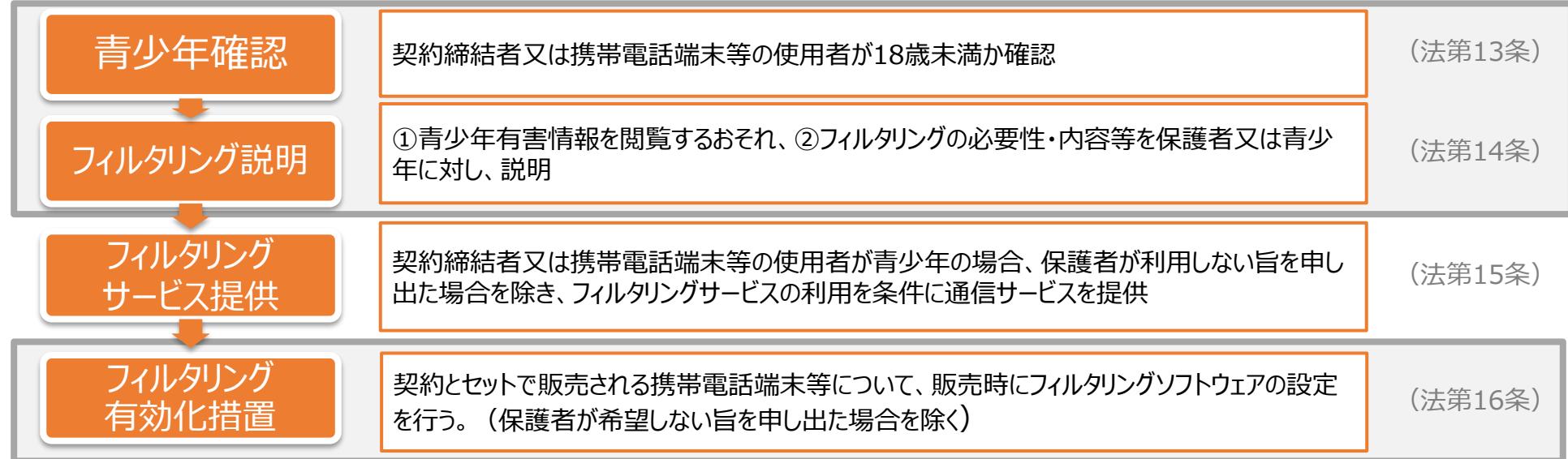
# 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの推進

※第1回WG資料1-3より再掲

## ■ 青少年インターネット環境整備法〔2008年6月11日成立、2017年6月16日改正法成立、2018年2月1日改正法施行〕

携帯電話事業者及び代理店に対して、以下を義務付け

※灰色線の枠内は、平成29年の改正で追加された義務



(注) その他

上記「青少年確認」において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

## ■ 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスによる閲覧制限の対象(一例)

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など			
	懸賞、成人娯楽など	懸賞、成人娯楽など		
	SNSなど	SNSなど	SNSなど	
	出会い系、アダルト、違法など	出会い系、アダルト、違法など	出会い系、アダルト、違法など	出会い系、アダルト、違法など

# 【iOS】スクリーンタイムによるペアレンタルコントロール

## 対象

- **13歳未満の場合**、保護者等が代理でアカウントを作成し、設定可能
- 13歳以上の青少年についても、同様の機能を設定可能

## 設定方法

- 「設定」からファミリー共有をし、保護者のApple Accountと青少年のアカウントを紐づけ
- 青少年が利用する端末でも設定可能（パスコードを設定）



▲ファミリー共有

## 機能



## スクリーンタイム

- Webフィルタリング：成人向けのコンテンツの制限、許可されたWebサイトのみのアクセス
- アプリフィルタリング：AppStoreにおけるレーティングに基づくダウンロード制限、個別アプリの非表示設定
- 利用時間の把握、制限
- 位置情報の把握
- アプリ内課金の制限
- 通信・通話相手の制限（通話、FaceTime、メッセージ）
- **ヌード画像が含まれる写真またはビデオを送受信した場合の警告表示**



▲警告表示のイメージ

# 【Android】ファミリーリンクによるペアレンタルコントロール

## 対象

- **13歳未満の場合**、アカウント作成にファミリーリンクの設定が必須
- **13歳以上**についても、**一部の機能を設定可能**

## 設定方法

- 「ファミリーリンク」アプリをダウンロードして、保護者のGoogleアカウントと青少年のアカウントを紐づけ



## 機能



- Webフィルタリング : Chromeの制限と同様
- アプリフィルタリング : Google Playの制限と同様
- 利用時間の把握、制限
- 位置情報の把握
- 広告のパーソナライズの無効化、及びデリケートな広告カテゴリの広告配信の制限
- 各種Googleサービスの利用制限や保護機能の管理
- Google Play : レーティングに応じたダウンロード制限、課金の制限
- YouTube : コンテンツのレベルの設定等
- Chrome : 不適切なWebサイトの閲覧制限 (ALSIが提供するURLデータに基づいてフィルタリング) 、セーフサーチの設定、個別URLの閲覧制限



## サービスの概要

チャット、音声・ビデオ通話、情報収集と共有 など

## 利用可能年齢

12歳以上 (推奨年齢)

アリストアにおける  
レーティング

AppStore : 13+  
GooglePlay : 3 +

## 年齢確認方法

- ・設定画面の「年齢確認」から、契約している携帯電話会社を選択
- ・選択した携帯電話会社のアカウントでログインし、認証を行う



## 年齢による 保護機能

- 【17歳以下及び年齢未確認】以下の機能を適用
  - ・LINEアプリでの制限
    - ・LINEIDでの友だち検索
    - ・電話番号による友だち検索
    - ・リンク・QRコードによるグループ招待
  - ・オープンチャットでの制限
    - ・成人向けトピック等の**不適切なキーワード検索結果の表示**
    - ・メイン画面、カテゴリ、検索、内外のコメントでの**成人向けのトピックの表示**
  - ・**通報機能（全年齢）**
  - ・サービスの性質により以下の対応を実施
    - ・18歳未満を対象に、モニタリングの優先対応や厳格化を運用を実施
    - ・プロフィール画面やトーク画面上での注意喚起、青少年向けの啓発ページへの誘導ポップアップの表示



## ペアレンタル コントロール機能

- (OSレベルでのペアレンタルコントールの活用を推奨)

## 青少年保護としての 広告掲載基準

- ・広告PFの運営事業者として、自社媒体及びパートナー媒体に対して、Yahoo!広告又はLINE広告の審査基準に基づき審査した広告を配信。入稿された広告の審査により、**青少年の目に触れるのが不適切なアダルト関連商品や性的表現が含まれる広告の掲載停止等の措置を実施。**
- ・LINEヤフーの一部媒体上に配信される外部広告ネットワーク事業者の広告については、当該事業者が提供する**カテゴリブロック機能**により、青少年の目に触れるのが**不適切なアダルト等のカテゴリの広告が配信されないように**している。

## 青少年保護に係る 企業としての 社会的取組

### ・LINEみらい財団

→情報モラルと情報活用の育成や向上に資する教材を開発・提供。全国の小中高等において情報モラル教育のオンライン出前授業・教員研修・保護者向け講演を実施。教材利用における生徒・児童の意識変化について調査・研究を実施。



サービスの概要	テキスト・写真・動画の投稿、チャット等		
利用可能年齢	13歳以上	アプリストアにおける レーティング	AppStore : 16+ GooglePlay : 12+
年齢確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>アカウント作成時に生年月日を入力</li> <li>アカウントに生年月日が登録されていない場合、ユーザーのウェブサイトへの反応に基づいてその年齢を推測</li> </ul>		
年齢による 保護機能	<p>【13~17歳】以下の機能を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期設定で<b>非公開アカウント</b>に設定</li> <li>初期設定で<b>DMを受信できる相手はフォローしているアカウントのみに制限</b></li> <li>おすすめシステムに制限を適用し<b>不適切なコンテンツを制限</b></li> <li><b>センシティブなコンテンツ</b>上に警告を表示</li> <li>未成年者に対し特定の商品やサービスの故意の<b>マーケティング・広告掲載</b>を禁止</li> </ul>		
ペアレンタル コントロール機能	<p>-</p>		
青少年保護としての 広告掲載基準	<p>未成年者に禁止されているコンテンツのポリシーを設定、XおよびXの有料広告商品における収益化に適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>未成年のみを対象とした広告掲載の禁止</b></li> <li>未成年者に対し、<b>特定の商品およびサービスのマーケティングまたは広告掲載を故意に行うことの禁止</b></li> <li>年齢によっては不適切となるコンテンツを含む広告は、「ファミリー向けではない」広告としてタグ付けされ、21歳未満のユーザーに非表示</li> </ul>		
青少年保護に係る 企業としての 社会的取組	<p>・「<b>ユーザーによる自殺や自傷行為の助長や教唆を禁止するポリシー</b>」の公表</p> <p>→自殺や自傷行為に関連する用語を検索すると、検索結果の最上部に相談窓口への連絡を促す通知が表示。また闇バイトなどに巻き込まれることがないよう、同様の仕組みで注意喚起を実施。</p>		





サービスの概要	写真・動画の投稿、チャット等		
利用可能年齢	13歳以上	アプリストアにおける レーティング	AppStore : 13+ GooglePlay : 12+
年齢確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>アカウント作成時に生年月日を入力（13歳未満はアカウント作成不可）</li> <li>申告した年齢にかかわらず、青少年と疑われる場合には、複数の年齢確認を実施</li> </ul>		
年齢による 保護機能	<p>【13歳～17歳】ティーンアカウントとなり、以下の機能がオンになる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開アカウント</li> <li>・DMの制限：フォローしているアカウントとすでにつながっている相手のみ</li> <li>・不適切なコンテンツのコントロール、非表示ワード</li> <li>・利用時間が<b>1日あたり60分</b>を越えるとマインド →午後10時から午前7時にはスリープモードが適用され、通知がオフになる</li> <li>・ヌードが含まれる画像の送受信への警告表示</li> </ul>		
ペアレンタル コントロール機能 <small>※親のアカウントと 紐づけが必要</small>	<p>【13歳～15歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーンアカウントのデフォルト設定を変更するには保護者の承認が必要</li> </ul> <p>【18歳未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォロー/フォロワー、DM相手の閲覧</li> <li>・利用時間制限</li> <li>・閲覧しているトピック</li> </ul>		
青少年保護としての広 告掲載基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告主が<b>10代の興味やアクティビティに基づいてターゲティングすることを禁止し、Metaが10代について共有する情報を年 齢と居住地のみに制限。</b></li> <li>・広告ポリシーで、アルコール（日本では20歳未満）、金融商品、減量製品・サービスなど制限対象トピックに関する広告を18 歳未満（一部の国ではそれ以上）に表示することを禁止。</li> </ul>		
青少年保護に係る 企業としての 社会的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Take It Down : 18歳未満のときに拡散されたヌードを含む性的な画像や動画について、本人等の申告によってプラット フォーム上から削除する取組の開発支援</li> <li>・デジタルシチズンシップを育む出張授業を全国の中学校・高校に展開するほか、安心・安全なネット利活用のための啓発キャンペー ンをクリエイター等と連携し実施</li> </ul>		



サービスの概要	動画の投稿、ライブ配信、チャット等		
利用可能年齢	13歳以上	アプリストアにおける レーティング	AppStore : 13+ GooglePlay : 12+
年齢確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカウント作成時に生年月日を入力</li> <li>・13歳未満と疑われる場合にはアカウント停止</li> </ul>		
年齢による 保護機能	<p>【13～17歳】以下の保護機能を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日の視聴時間が<b>60分</b>に制限（パスコードの入力が求められる）、<b>100分</b>を越えると再度通知</li> <li>・<b>1週間の利用時間</b>を通知</li> <li>・<b>ライブ配信の不可、ライブ配信に対するギフトの購入不可</b></li> </ul> <p>【13～15歳】追加で以下の機能を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デフォルトで<b>非公開アカウント</b>に設定</li> <li>・<b>DMの使用不可</b></li> <li>・投稿した動画について、他の利用者の<b>おすすめフィード</b>に表示されない、コメント可能な利用者を制限できる、他の利用者による<b>デュエット</b>や<b>リミックス</b>不可、他の利用者による動画の<b>ダウンロード不可</b></li> </ul>		
ペアレンタル コントロール機能 ※親のアカウントと 紐づけが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間の管理</li> <li>・利用時間、アプリの起動回数の確認</li> <li>・不適切なコンテンツの閲覧制限</li> <li>・アカウントの公開/非公開設定</li> <li>・DMの相手、いいねした動画リストの公開範囲の設定</li> <li>・キーワードフィルターの設定</li> <li>・公開コンテンツ投稿の通知</li> <li>・ブロックしたアカウント、フォロー中リスト、フォロワーリストの確認</li> </ul>		
青少年保護としての 広告掲載基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールやギャンブル、出会い系アプリ等の成人向けコンテンツをはじめとする幅広い業種について、未成年をターゲットとした広告配信の禁止</li> <li>・成人に向けた広告であっても、未成年に対する虐待や不適切な描写を含む広告の禁止</li> </ul>		
青少年保護に係る 企業としての 社会的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性被害の防止や誹謗中傷の防止、偽・誤情報の防止など、安心安全な利用を促す啓発動画を、専門家・NPOやクリエイターと連携して発信</li> <li>・専門家・NPOやクリエイターと連携して、安心安全に関するワークショップやセミナーを開催。TikTok LIVEでも配信</li> </ul>		



サービスの概要	動画の投稿・視聴、ライブ配信等		
利用可能年齢	<b>13歳以上</b> (13歳未満はYouTube Kidsまたは管理対象アカウント)	アプリストアにおける レーティング	AppStore : 13+ GooglePlay : 12+
年齢確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>Googleアカウント作成時に生年月日を入力</li> <li>年齢推定モデルにより利用者が18歳未満と判断された場合、13歳以上向けの標準的な保護機能が自動的に適用 (現在日本では非適用(今後展開予定))</li> </ul>		
年齢による 保護機能	<p>【13歳～17歳】以下を含む青少年保護機能を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広告のパーソナライズを無効にし、デリケートな広告コンテンツとカテゴリを制限</li> <li>繰り返し視聴されると一部の青少年に悪影響を与える可能性のある動画のおすすめを制限</li> <li>ウェルビーイング関連の設定がデフォルトでオン(「おやすみ時間のリマインダー」、「休憩のリマインダー」等)</li> <li>うつ病、不安症、ADHD、摂食障害などの一般的なメンタルヘルスとウェルビーイングのトピックについて、年齢に適した情報を検索すると、信頼できる情報源から動画を集めたセクションが表示される機能。</li> <li>動画のアップロードは、デフォルトで<b>非公開設定</b></li> <li>16歳未満の未成年者が出演し、大人の同伴が明らかでないライブ配信は削除又はチャット無効</li> </ul>		
ペアレンタル コントロール機能 <small>※ファミリーリンクによる アカウント連携が必要</small>	<p>【13歳未満】YouTube Kids、または管理対象アカウント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視聴できるコンテンツの設定、チャンネルのブロックや利用時間の上限設定など</li> </ul> <p>【13歳～17歳】任意での保護者向け管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アップロード件数、チャンネル登録件数、コメント件数などの情報が保護者に共有</li> <li>動画のアップロードやライブ配信の開始などの発生時に<b>メール通知</b>の設定など</li> </ul>		
青少年保護としての 広告掲載基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満のユーザーに対しては、広告のパーソナライズを無効、デリケートな広告コンテンツとカテゴリを制限</li> <li>広告配信における<b>13歳以上の未成年者の保護対策</b>を公表</li> </ul>		
青少年保護に係る 企業としての 社会的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもと青少年に関するYouTubeの基本的な考え方」を公表</li> <li>「子どもと青少年のデジタルウェルビーイングイニシアチブ」を公表</li> </ul>		



# オーストラリア 改正オンライン安全法（16歳未満のSNS利用禁止）の概要

- 2024年11月28日、オーストラリア議会で「2024年オンライン安全法改正案」が可決。連邦総督などの裁可を経て2024年12月10日成立し、**2025年12月10日適用開始**。SNS利用に年齢制限を設ける法令の施行は世界初。
- **SNSを運営する事業者に対し、16歳未満の子どもがアカウントを持つことを防止する合理的な措置を求め、違反した場合は罰金を科す。**（保護者や子どもへの罰則は無し）

## 1 規制対象

- **以下の条件を満たすオーストラリア国内でサービスを提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）** (第63C条)
    - ①2人以上の利用者間のオンラインでの社会的交流を唯一または主要な目的とする、②利用者が他の利用者の一部又は全部と接続・交流が可能、
    - ③利用者が投稿することが可能、④その他法令に規定される事項 以上①～④を満たす場合に対象となる。
  - **Facebook、Instagram、TikTok、X、YouTubeなど10サービス**を「年齢制限付きソーシャルメディアプラットフォーム」に指定。  
メッセージアプリ\*、オンラインゲーム、主に教育と健康増進支援を目的とするサービスやアプリは規制の対象外。
- \* LINEやWhatsAppなどの利用者間のメッセージ交換をするサービス

## 2 規制内容

- **16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者に義務付け** (第63D条)
- 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報を破棄することをSNS事業者に義務付け (第63F条)
- 違反した場合は、最高4,950万豪ドル（約50億円）の罰金

## 3 監督・執行

- 同法に基づく監督・執行は、規制機関である「eSafety委員会」が担う。
- 「eSafety委員会」は2025年9月16日、プラットフォーム事業者向けの新たな規制ガイドラインを発表。本ガイドラインは、16歳未満の子どもが年齢制限付きSNSアカウントを保有することを防ぐため、プラットフォームが講じるべき合理的な措置を明確に示しているが、どのような年齢確認措置をとるかは事業者に委ねられている。

- 「2024年オンライン安全法改正案」は、SNS事業者が16歳未満のこどもがアカウントを持つことを防止するために講じるべき合理的措置についてeSafety委員会がガイダンスを定めるとする（第27条第1項qa号）。
- 2025年9月16日、同年1月から行われた年齢認証技術検証の結果を踏まえた本ガイダンスを提示。

<本ガイドラインにおいて定められている「合理的措置」の具体的な要件（概要）>

項目	措置の具体的要件（概要）
16歳未満の検知、無効化・削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務の適用開始以前から存在するアカウントのうち、オーストラリアに在住する16歳未満のユーザを検知し、アカウントを無効化・削除する。</li> <li>既存のデータで判別可能な場合などにおいて、全利用者に対する年齢認証の実施はかえって「合理的でない」と判定される可能性がある。</li> <li>無効化・削除時には当事者との明確なコミュニケーション（警告表示やサポートメッセージ送付）のうえで処理を実行する。</li> </ul>
16歳未満によるアカウント作成の阻止	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務の適用開始以後にアカウントが作成される場合は、その際に年齢認証を行う。</li> <li>自己申告は要件を満たさない。公的身分証明書の提示を唯一の認証方法とすることは認められず、プライバシーに配慮し利用者が複数の選択肢の中から選択可能でなければならない。</li> <li>アカウントが無効化・削除されたこどもが再度作成を試みないようにするための措置を講じなければならない。</li> </ul>
年齢認証の回避行為の防止、検知、対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分証明書の偽造やディープフェイクの悪用などによる年齢制限の回避行為を阻止し、疑わしいアクションをするユーザには追加の年齢認証を行うことを検討する。</li> </ul>
異議申立てや審査請求の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が誤った判定に対して異議を申し立てたり、見直しを求めたりする方法を設け、再審査を行う。</li> <li>誤った判定のリスクを下げるため、審査の完全な自動化は避け、人間が介入するようにする。</li> </ul>
ポリシー、人員、プロセス、記録管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用規約等の利用者が確認できる情報に、年齢認証方法やデータ収集、通報・審査プロセス等に関して説明を記載しなければならない。</li> <li>eセーフティ・コミッショナーが措置の有効性を評価するのに役立つ適切な詳細情報を保管する。</li> </ul>

# EU デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act) の概要

- 2024年2月、デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act) が、EU加盟国内で全面適用開始。
- イノベーションを促進し、基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための規則を定めることで、仲介サービスのための域内市場の適正な機能に寄与することが目的（第1条）。
- 事業者がどこに事業所を有するかにかかわらず、域内に所在する利用者に対して提供されるサービスであれば対象（第2条）。

## 1 対象事業者

仲介サービス事業者 (SNSなどのオンラインプラットフォームサービスも含む)

※ オンラインプラットフォームサービスのうち、一部の事業者を「超大規模オンラインプラットフォーム」(VLOP)や「超大規模検索エンジン」(VLOSE)として指定し、上乗せ規制。

\* Very Large Online Platform : オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

Very Large Online Search Engine : オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

## 2 規制内容

- ✓ EU 内に利用者がいるすべてのオンラインプラットフォーム（従業員が 50 人未満で年間売上高が 1,000 万ユーロ未満の小規模企業を除く）に対し、司法機関や行政機関からの**違法コンテンツに関する措置命令への対応**や**未成年者の保護措置**等を行うことを義務付け。※有害コンテンツは対象としていない。
- ✓ **超大規模オンラインプラットフォーム等に対し上乗せ規制あり**（例：リスク評価(そのサービスを通じて違法なコンテンツが広まるリスクなど)・リスク低減措置の実施、違法コンテンツ及びシステムリスク（例：偽情報）対策のための行動規範策定等）

## 3 監督・執行

- ✓ 基本的には、加盟国の認定機関（デジタルサービスコーディネーター：多くの加盟国で通信庁を認定）による監督・執行。ただし、VLOP/VLOSEに対する監督・執行は欧州委員会が担う。
- ✓ 欧州委員会にてVLOP/VLOSEによるDSA違反が決定された場合、前会計年度における**全世界年間売上高の6%を超えない制裁金が課される可能性あり。**

- デジタルサービス法（DSA）は、**オンライン上の未成年者の保護のために、事業者が適切かつ相応の措置を講ずる義務を規定**（第28条第1項）。欧州委員会は、その支援のためのガイドラインを発行することが可能（同条第4項）。
- 2025年7月14日、欧州委員会は、比例原則と適切性、子どもの権利保護、プライバシー・安全性・セキュリティの設計への組込み、年齢に応じた設計、の4原則に基づくガイドラインを提示。

＜本ガイドラインにおいて定められている措置（例）＞

項目	措置の具体的な内容
年齢確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインプラットフォームにおける未成年者のプライバシー、安全性、セキュリティを高い水準で確保するため、<b>利用者の年齢確認措置</b>（年齢確認又は年齢推定）をとる。※年齢推定は補完的位置づけ。</li> </ul>
保護設定のデフォルト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者のアカウント設定に、<b>プライバシー、安全性、セキュリティを設計段階から組み込む原則</b>を一貫適用する。</li> <li>未成年がアカウント作成するときは、リスクを低減するため、関連する保護設定をデフォルトとする。 (例：全て不可（未成年者がアップロードまたは共有した情報・コンテンツの取得、未成年者の活動の閲覧）、事前に承認したアカウントのみ可能（未成年者の投稿・コンテンツ・アカウント情報の閲覧、未成年者とのDM）、機能オフ（ジオロケーション、マイク、写真へのアクセス、カメラ、連絡先同期、不要な追跡機能、動画の自動再生、ライブストリームのホスト機能、プッシュ通知（コア睡眠時間中は常時オフ））</li> <li>登録（アカウント作成）が不要な場合にも、リスクを考慮した設定をすべき。</li> </ul>
インターフェース設計	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>無限スクロール機能、動画自動再生、人工的・欺瞞的通知</b>（人為的なタイミング、他の利用者の偽装、ソーシャル通知、稀少性緊急性を伝える通知）、<b>仮想報酬等、主として利用者のエンゲージメントを目的とした機能</b>に未成年が晒されないようにする。</li> <li>効果的な<b>時間管理ツール</b>を実装する。</li> <li>AI機能は、未成年者へのリスク評価を行った上で要件に従って提供する。（例：簡単にオフにできる、リスクを警告する、AI使用の誘導・誘引禁止、サービスやコンテンツ購入の誘引での使用禁止）</li> </ul>

＜本ガイドラインにおいて定められている措置（例）＞（つづき）

項目	措置の具体的な内容
レコメンダーシステム及び検索機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク評価に基づくレコメンダーシステムの定期的なテスト、未成年者の特定のニーズ・特性・障害・追加のアクセシビリティ要件の考慮・年齢層への配慮、プラットフォーム外での行動データの収集禁止、利用者の行動よりも明示的な好みを優先したレコメンド。</li> <li><b>有害・危険なコンテンツを推奨しない</b>（例：非現実的な美やダイエットの促進、メンタルヘルス問題の美化・軽視、差別的、過激主義、暴力の描写や未成年者の危険な活動への参加の促進）、<b>違法なコンテンツの拡散または未成年者に対する犯罪行為の助長</b>を可能にしない。</li> <li>未成年者に有害なコンテンツに結び付くことが知られている検索用語（特定の単語、スラング、ハッシュタグ、絵文字など）をブロックする。</li> </ul>
利用者による管理	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>推奨フィードの完全リセット機会の提供</b>、プロファイリングに基づかないレコメンデーションオプションの提供</li> </ul>
モニレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害コンテンツと有害行動について、専門家等と協力して事業者自身が明確かつ透明に定義（違法コンテンツと違法行動が含まれるべき）</li> <li>ポリシー及び手続きの確立、人間による審査の確保、十分なトレーニング・リソース、24/365の対応、常時待機、加盟国公用語での対応、リスク軽減措置の導入、プラットフォーム上のAIへの対応、他のプラットフォームやステークホルダーとの協力、モニレーション関連情報の共有、監視の義務付けの禁止。</li> </ul>
利用者支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審、違法、または不適切なコンテンツ、アカウント、行動に遭遇し、不快に感じた場合に、支援を求めることができる支援ツール（<b>ブロックやミュート</b>を含む）を用意する。</li> <li>サイバーいじめ等を回避するため、SNS上のグループ参加は、招待の通知を受け、そのグループへの参加に明らかな同意を示した場合にのみ可能とする。</li> <li>デバイスやOSに関係なく、また容易に使用できる<b>保護者向けツール</b>を提供する。</li> </ul>
商業的慣行からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告であることの明確かつわかりやすい表示、<b>有害・非倫理的・違法な広告からの保護</b>。</li> <li>過剰な量・頻度の、または推奨される<b>商業コンテンツからの保護</b>。</li> <li>AIシステム（チャットボット等を含む）による誘導の禁止。</li> <li>有害な製品やサービスのマーケティングやコミュニケーション、隠蔽・偽装された広告、ダークパターン、仮想通貨・アイテム、ガチャ等の禁止。</li> </ul>

# 英国 オンライン安全法（OSA：Online Safety Act）の概要

- 2023年10月に成立・発効した「オンライン安全法（Online Safety Act; OSA）」は、2024年12月にOfcomが最初の行動規範・ガイダンスを公表し、事業者の注意義務の適用が開始された。
- 事業者は利用者数や機能に応じ段階的に、リスク評価や安全措置などの注意義務が課される。

## 1 規制対象

- 英国と関連があり、除外対象とされていない「ユーザ間サービス」および規制される「検索サービス」を提供する事業者（第3条）
  - ユーザ間サービス：ユーザがコンテンツを生成・アップロードし、他のユーザに共有したり相互にやり取りすることが可能なサービス（SNSや動画共有サービス等）
  - 検索サービス：ウェブサイトやデータベースを検索できるサービス・機能（＝検索エンジン。単一のウェブサイトまたはデータベースを検索するものは含まない）。または、検索エンジンを含みユーザ間サービスでないインターネットサービス。】
- ※ ユーザ間サービスのうち、一定の規模以上のサービスを「**カテゴリー1サービス**」とし、他のカテゴリーよりも多数の追加義務を規定

## 2 規制内容

サービス区分に応じて課される義務規定は異なり、具体的な遵守方法はOfcomが作成する行動規範・ガイダンスによって定められる。

- すべての規制対象サービスに対し、**自社サービスに関連する違法コンテンツのリスク評価を定期的に実施し、違法コンテンツの検知・削除など違法コンテンツによるリスクを軽減する安全措置を講じることを義務付け**（第9条、第10条、第26条、第27条）
- 子どもがアクセスする可能性が高いサービス（★）は上記に加え、**子どもに及ぼすリスクの評価やそれらの軽減措置を義務付け**（第11～13条）
  - ★ **子どものアクセス評価**：規制対象サービスは「子どもが自社サービスにアクセスするか」を評価する義務が課される。（第35条）
- 規制対象サービスのうち、**ポルノコンテンツを提供するサービスは、Ofcomのガイダンスに従い年齢認証システムの導入が義務化**（第81条）
- 各種義務に違反する場合、1,800万ポンドまたは全世界年間売上高の10%を超えない罰金が科される可能性あり

## 3 監督・執行

- 同法に基づく監督・執行は英国情報通信庁（Ofcom）が担う。また、Ofcomは同法の注意義務の要件を具体化した各種行動規範・ガイダンスを作成する義務を負う。
- 最初の行動規範（違法コンテンツ対応）は2025年3月、子どもの保護に関する安全義務は同年8月が事業者の対応期限とされた。

# 年齢確認・保護者同意：ユタ州 未成年のSNS利用規制法

- 2023年、ユタ州で、未成年者のSNS利用を制限するユタ州ソーシャルメディア規制法（Utah Social Media Regulation Act）が成立した。現在、施行停止中。
- 同州法は、ソーシャルメディア企業に対し、未成年ユーザに対し年齢確認、保護者同意の明示的取得のほか、ユーザ間コミュニケーションの制限、ターゲティング広告の禁止、深夜帯の利用制限等を義務付ける。

## 1 規制対象

- 規制対象事業者：全世界で500万アカウント以上を有する「ソーシャルメディアプラットフォーム」を提供する「ソーシャルメディア企業」  
※ ただし、以下は「ソーシャルメディアプラットフォーム」から除外される。  
電子メール、ライセンスコンテンツのみを配信するストリーミングサービス、ニュース等コンテンツ、ECサービス、企業間取引ソフトウェア、クラウドストレージ、ゲームや写真編集サービス（いいねやコメント機能が限定的な場合）、非ポルノ作品のアーティスト向けネットワーク、求人サービス、学術研究、事業者が主要コンテンツを投稿しユーザのコメント機能は付随的なものである場合、教育機関の学習管理システム 等

## 2 規制内容

- **年齢確認・保護者同意取得義務**：新規アカウントの登録時または既存アカウントは最初のアクセスから14日以内に年齢確認を実施し、未成年に対しては保護者の明示的な同意を取得しなければならない。（州当局はステークホルダーの意見を考慮したうえで、年齢確認・保護者同意取得の実施方法に関する規則を定める。）
- **一部機能の利用制限**：未成年アカウントに対して以下の措置・機能を実施しなければならない。  
友達登録でつながっていないユーザとのダイレクトメッセージの禁止、友達登録していないユーザの検索結果にはアカウントを非表示にすること、保護者の同意がない限り22:30～6:30は利用不可とすること、義務の遵守に必要な情報（保護者名や生年月日を含む）以外の個人情報を収集・使用しないこと、ターゲティング広告の禁止

## 3 監督・執行

- 州消費者保護当局（Division of Consumer Protection）が所管する。
- 当局は、違反1件につき最大2,500ドルの行政罰の執行や、サービスの差止等を求め提訴することができる。
- 2024年9月、連邦地裁が「合憲性（修正1条）に重大な疑義がある」として施行差止の仮処分を出し、現在は施行停止中となっている。

# 年齢適正設計：カリフォルニア州 年齢適正設計規範法

- 2022年、カリフォルニア州は、英国の“Age Appropriate Design Code”をモデルとして、「年齢適正設計規範法」を制定した。
- 同州法は、子どもが利用し得るサービスの提供者に対し、「子どもにとって最適なデザインと高水準のプライバシー設定」を義務付ける。現在は表現の自由の侵害を理由とする訴訟により主要部分が差し止められている。

## 1 規制対象

- 規制対象事業者：カリフォルニア州向けにオンラインサービス、製品、機能を提供する営利企業で、一定の規模要件（※）を満たすもの。  
※ ①～③の少なくとも1つを満たす企業：①年間総収入が2,500万ドル以上、②10万人以上の消費者・世帯の情報を購入・販売・共有する、③年間売上高の50%以上を消費者の個人情報の販売・共有から得ている
- 対象サービス：対象事業者が提供する、未成年者が利用し得る（likely to be accessed）オンラインサービス全般（SNSに限定されない）

## 2 規制内容

- **DPIAの実施**：子どもが利用し得るサービス、機能の提供開始前に、子どもの権利や安全へのリスクを評価するデータ保護影響評価（DPIA）を作成・保管し、当局の要請に応じて提出しなければならない。
- **プライバシー設定のデフォルト高水準化**：未成年者が利用する場合、提供するすべてのプライバシー設定についてデフォルトで高水準のものにして提供しなければならない。未成年者の精緻な位置情報の収集・利用は原則禁止される。
- **ダークパターンの禁止**：未成年者のプロファイリングや長時間利用を誘発する設計を適用してはならない。
- **透明性・説明責任**：プライバシーポリシー、利用規約を、子どもの年齢に応じて理解しやすい表現方法で提供しなければならない。

## 3 監督・執行

- 州プライバシー保護当局が同州法に基づく規則等の制定、を担い、州司法長官が執行権限を持つ。
- 州司法長官は、故意の違反に対し、ユーザ1人あたり最大7,500ドルまでの民事罰を科すことができる。
- 2023年9月、連邦地裁が憲法上の表現の自由の侵害の疑いで仮差し止めを発令した。2024年8月に控訴裁判所が地裁に差し戻しており、2025年時点でも執行停止中。

- 2023年6月、テキサス州で「保護者のエンパワーメントによる児童のオンライン利用の安全確保 (Securing Children Online Through Parental Empowerment Act; SCOPE Act)」が成立した。**現在、施行停止中。**
- 同州法は、オンラインプラットフォームに対し、有害な情報を促進・美化するコンテンツを未成年者が目にすることを防ぐ措置を講じる義務などを課す。

## 1 規制対象

- **デジタル・サービス・プロバイダ (DSP)** : SNSプラットフォームやオンラインサービスで、ユーザが公開プロフィールを持ち、投稿・交流が可能な機能を提供する事業者

## 2 規制内容

- **年齢確認・保護者同意取得義務** : DSPに対し、アカウント登録・利用時に年齢確認を行い、未成年者の場合は保護者同意を取得することを義務付ける。
- **ターゲティング広告等の禁止** : 未成年アカウントについては、必要な範囲を超えてデータを収集・利用したり、ターゲティング広告を行なったりすることを禁止する。
- **有害情報の閲覧防止** : 自傷、いじめ、性的搾取、薬物乱用等の未成年にとって有害な情報を促進・美化するコンテンツを、プラットフォーム側でフィルタリング、除外することが義務付けられる。

## 3 施行状況

- 2024年9月施行が予定されていたが、「有害な情報」の定義を巡り、表現の自由の侵害を理由とする訴訟が起こされた。
- 2025年時点では、有害な情報のフィルタリング、ターゲティング広告制限に関する条項は連邦地裁の仮差止命令による執行停止中となっている。(年齢確認、保護者同意取得義務などの条項は有効。)

# アルゴリズム規制：ニューヨーク州 中毒性のあるアルゴリズムを禁止する法律

- 2024年6月、ニューヨーク州では「子どものための中毒的フィードによる搾取防止法 (The Stop Addictive Feeds Exploitation(SAFE) for Kids Act)」が成立した。
- 同州法では、アルゴリズムで個別化されたレコメンデーション、中毒的フィード (addictive feed) を未成年者に提供する場合、年齢確認と保護者同意を行ない、夜間通知を制限する等の義務を課す。

## 1 規制対象

- 対象プラットフォーム：「中毐的ソーシャルメディアプラットフォーム」と定義される、アルゴリズム推奨フィード（ユーザ生成コンテンツをレコメンド、優先表示するもの）を主要機能に含むウェブサイト、アプリ、オンラインサービス

## 2 規制内容

- 中毐的フィード提供時の保護者同意必須化：対象プラットフォームに対し、ユーザの年齢確認を義務付ける。ユーザが未成年の場合、保護者同意を得るまで中毒的フィードを提供してはならない。
- 深夜帯の通知禁止：保護者の明示的同意がある場合を除き、未成年に対して午前0時～6時の間に中毒的フィードに関する通知を送ることを禁止する。
- 差別的扱いの禁止：中毒的フィードを許可・提供しないことを理由に、未成年ユーザに不利益（サービス制限、価格差別など）を被らせてはならない。

## 3 施行状況

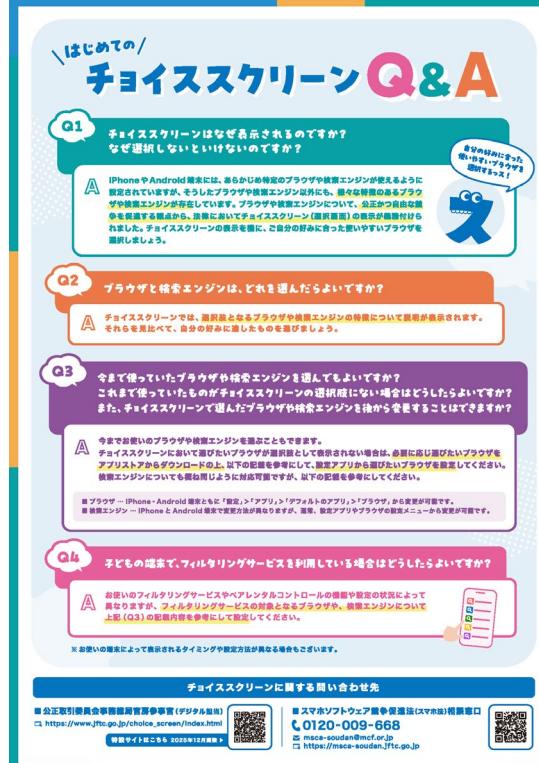
- 州司法長官が同法に関する規則制定、監督・執行を担う。
- 違反1件あたり、最大5,000ドルの民事罰が科される。

# スマホ法施行に伴う総務省の周知対応

- 2025年12月18日に、スマートフォンにおいて「チョイススクリーン（選択画面）」の表示が開始。※OSや製品により表示開始時期は異なる。
- 「チョイススクリーン」は原則として利用者の年齢に関わらず表示されるため、未成年者の利用するスマートフォン端末において携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用する場合には、フィルタリングサービスの対象となるブラウザを再設定するなどの手続が必要になる場合がある（詳細は次項参照）。
- 総務省では、上記を踏まえ、公正取引委員会と協力し、スマートフォンにおける周知活動を実施。携帯電話事業者各社等に対し、ポスター及びリーフレットを配布し、ショップ店頭等で掲示を依頼。全国高等学校PTA連合会・日本PTA協議会に対し、スマートフォンにおけるフィルタリングサービスへの影響について周知の協力を求める事務連絡を発出し、保護者向けの周知を実施。



スマートフォンにおいて「チョイススクリーン（選択画面）」の表示が開始。未成年者の利用するスマートフォン端末において携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用するには、ブラウザを再設定するなどの手続が必要になる場合がある。



Q1 チョイススクリーンはなぜ表示されるのですか？  
なぜ選択しないといけないのですか？

A iPhoneやAndroid端末には、スマートフォンのブラウザや検索エンジンが使えるように整備されていますが、そうしたブラウザや検索エンジン以外にも、様々な新規のスマートブラウザや検索エンジンが存在しています。ブラウザや検索エンジンに比べて、公正かつ自由な検索を実現する新規から、検索においてチョイススクリーン（選択画面）の表示が最適化されました。チョイススクリーンの表示を前に、ご自分の好みに合った使いやすいブラウザを選択しましょう。

Q2 ブラウザと検索エンジンは、どれを選んだらよいですか？

A チョイススクリーンでは、選択肢とともにブラウザや検索エンジンの特徴について説明が施されています。それらを見比べて、自分の好みに沿ったものを選びましょう。

Q3 今まで使っていたブラウザや検索エンジンを選んでもよいですか？  
これまで使っていたものがチョイススクリーンの選択肢にない場合はどうしたらいいですか？また、チョイススクリーンを選んだブラウザや検索エンジンを後から変更することはできますか？

A 今まで使っていたブラウザや検索エンジンを選んでもよいです。これまで使っていたものがチョイススクリーンの選択肢にない場合は、必要に応じ直したいブラウザをアンドロイドアプリストアやGoogle Playストアなどからインストールして、検索エンジンについても、検索エンジンを削除して新たにインストールしてください。

B iPhone - iPhone・Android端末ともに「設定」→「アプリ」→「フルネームのアプリ」→「ブラウザ」から変更が可能です。  
B 検索エンジン - iPhoneとAndroid端末で変更方法が異なります。通常、検索アプリやブラウザの設定メニューから変更が可能です。

Q4 子どもの端末で、フィルタリングサービスを利用している場合はどうしたらよいですか？

A お使いのフィルタリングサービスやペアレンタルコントロールの機能や設定の状況によって異なりますが、フィルタリングサービスの対象となるブラウザや、検索エンジンについて上記（Q3）の記載内容を参考にして設定してください。

\* お使いの端末によって表示されるタグや表示方法が異なる場合もございます。

▲ 公正取引委員会及び総務省の連名で作成したリーフレット（左：表、右：裏）

# チョイススクリーンと各社フィルタリングサービス

(2025年12月16日時点)

37

	NTTドコモ	KDDI	Softbank	楽天モバイル
<端末の初期設定中> フィルタリング有効化のため 再設定が必要となる場合 及び再設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あんしんフィルターのインストール前又はインストールの際に、チョイススクリーンでSafari以外のブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ Safariをデフォルトブラウザアプリに設定した上で、あんしんフィルターのインストールを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あんしんフィルターのインストール前又はインストールの際に、チョイススクリーンでSafari以外のブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ Safariをデフォルトブラウザアプリに設定した上で、あんしんフィルターのインストールを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あんしんフィルターのインストール前又はインストールの際に、チョイススクリーンでSafari以外のブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ Safariをデフォルトブラウザアプリに設定した上で、あんしんフィルターのインストールを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チョイススクリーンでいずれかのブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ スクリーンタイムで当該ブラウザアプリを無効化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ チョイススクリーンでフィルタリング対応ブラウザ（8種類）以外のブラウザアプリを選択 (Android)</li> </ul> <p>⇒ フィルタリング対応ブラウザをデフォルトブラウザアプリに設定</p>
<フィルタリングサービス利用中> フィルタリング有効化のため 再設定が必要となる場合 及び再設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チョイススクリーンでSafari以外のブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ Safariをデフォルトブラウザアプリに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ チョイススクリーンでいずれかのブラウザアプリを選択 (Android)</li> </ul> <p>⇒ あんしんフィルターをデフォルトブラウザアプリに設定</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクリーンタイムで無効化していないブラウザアプリを選択 (iOS)</li> </ul> <p>⇒ スクリーンタイムで当該ブラウザアプリを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ チョイススクリーンでフィルタリング対応ブラウザ（8種類）以外のブラウザアプリを選択 (Android)</li> </ul> <p>⇒ フィルタリング対応ブラウザをデフォルトブラウザアプリに設定</p>
(参考) チョイススクリーンとフィルタリングに関する案内ページ	<a href="#">あんしんフィルター for docomo   サービス・機能   NTTドコモ</a>	<a href="#">ご利用中スマートフォンへの「ブラウザ」と「検索」の選択必須化のご案内</a>	<a href="#">あんしんフィルター   スマートフォン・携帯電話   ソフトバンク</a>	(掲載に向けて準備中)

注：「ブラウザアプリを選択」については、インストール可能な16歳又は17歳の利用者を想定。